

道州制特区の推進についての緊急アピール

北海道における道州制特区の取組みは、国から権限とそれに伴う財源を大幅に移譲し、これまで国の地方支分部局が行ってきた役割を地方公共団体が地域の実情と主体性を十分に活かして実施できることを国民に証明できる絶好の機会であり、今後、地方分権を推進する上で極めて大きな意義を持つものである。

このような道州制特区を強力に推進するため、自由民主党道州制調査会北海道道州制検討小委員会において、「北海道道州制特区推進法」を制定するという考え方が示されたことは評価する。

しかし、同時に、北海道以外の都府県であっても、国からの権限移譲を希望する場合には、こうした取組みを支援する法整備について検討する必要がある、権限と財源をセットにした地方分権の推進を国の政策にしっかりとビルトインしていくことが重要である。

なお、関係各層で行われる道州制論議も、単なる行財政改革の視点ではなく、あくまでも、地方分権を推進していく観点からのものでなければならない。

こうしたことから、全国知事会道州制特別委員会として、国に対し、次の点を強くアピールする。

- 1 「北海道道州制特区推進法」（以下「推進法」という。）を早期に制定すること。
- 2 推進法においては、道州制特区を地方分権のモデル的取組みとして推進するとの基本理念や、国からの移譲対象となる権限の基準、移譲にあたっての財政的措置や手続、国と地方が参画しての推進組織の設置などを明記すること。
- 3 これまでの経緯から、北海道以外の都府県であっても、国からの権限移譲を希望し、移譲対象となる権限の性質や都府県同士の広域的連携等の体制整備により条件が整っている場合においては、これを広く対象地域として支援できる法整備についても検討すること。

平成17年10月31日

全国知事会道州制特別委員会